

中津川市に対し訴訟が提起されました

市内事業者が中津川市を相手取り、損害賠償請求を求める訴訟を提起しました。

■ 訴訟を提起した日 令和8年2月20日（金曜日）

■ 訴状を受理した日 令和8年4月9日（木曜日）

■ 訴訟を提起した者 市内事業者

■ 訴訟の相手方 中津川市長

■ 請求の趣旨

- 1、被告は原告に対し、金 82,940 千円並びに本訴状到達の日の翌日から支払い済みの日まで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2、被告は、原告から物件目録記載の土地を引き取れ。
- 3、訴訟費用は、被告の負担とする。

■ 本件の概要

- ・市は、平成3年10月11日、市道中津326号線及び327号線の供用を一部廃止した。
- ・原告は事業計画地について、被告担当者から道路に接していると説明があったと主張。その説明をもとに、原告は平成15年に事業計画地を購入した。
- ・後に一部供用していない道路（私道）であることが判明し、宅地として販売できなくなったことから、損害賠償を請求する訴訟を提起した。
- ・賠償請求の内訳は、土地代、維持管理費、遅延損害金。

お問い合わせ先

建設部 管理課 担当者：澤田

電話：0573-66-1111（内線231）